

山鹿市特定空家等除却促進補助金交付要領の全部を改正する要領を次のように定める。

令和8年3月27日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市特定空家等除却促進補助金交付要領の全部を改正する要領

山鹿市特定空家等除却促進補助金交付要領（令和7年山鹿市告示第119号）の全部を次のように改正する。

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領の全部を改正し、別記のように定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、市長は、同日後のこの要領の継続については、同日までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領を次のように定める。

令和7年7月1日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倒壊等の事故、火災及び犯罪の発生の可能性のある特定空家等の除却を促進し、市民の安全を確保するとともに良好な住環境の整備の促進を図るための特定空家等除却工事を行う者等に対する補助金及び定住人口の増加を目的とし、住宅用地の創出促進と良好な住環境整備の推進を図るための特定空家除却後の土地（以下「事業地」という。）の売買に対する支援金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則(平成17年山鹿市規則第53号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、1年以上使用されていないものをいう。
- (2) 特定空家等 空家等（これに附属する門及び塀を含む。以下同じ。）のうち、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項に規定する住宅の不良度の測定方法において、評点の合計が100点以上となるものをいう。（ただし、故意に破損等されたものを除く。）
- (3) 所有者等 空家法第5条に規定する所有者等である者をいう。
- (4) 解体業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表1に掲げる土木工事業、建設工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事業に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者で本市内に本店又は営業所等を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象とする者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 所有者等であること
- (2) 本市の市税を滞納していない者であること

- (3) 山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること
（補助対象特定空家等）

第4条 補助金の交付の対象とする特定空家等又は特定空家等と同等の状態にあると市長が認める空家等（以下「補助対象特定空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 倒壊、外装材の落下等により、近隣住民及び道路等に影響を及ぼす可能性があるもの
(2) 特定空家等又は特定空家等と同等の状態にあると市長が認める空家等に係る一切の権利及び権限について、その疑義が解決しているもの
(3) 同一敷地内において、居住の実態がないこと
(4) この要領に基づく補助事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと
(5) 公共事業等による補償を受けていないこと

2 補助金の交付は、同一の補助対象特定空家等（当該補助対象特定空家等と同一の敷地内にある建築物又はこれに附属する工作物（所有者等が異なるものを除く。）を含む。）につき1回に限るものとする。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象とする工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が解体業者へ請け負わせて実施する補助対象特定空家等の除却工事であって次の事項に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 解体除却工事により敷地全体を更地の状態にする工事であること。ただし、周辺環境に影響を及ぼさない工作物（門及び扉等）、樹木等で特別の理由があると認められるものは除却しないことができる。
(2) この補助金の申請をした日の属する年度の2月末日までに完了する工事であること
(3) 他の補助金等の対象となる工事ではないこと

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象対象工事の経費のうち、次の各号に掲げる費用の合計額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に10分の8を乗じて得た額とし、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める当該年度の標準除却費の1㎡当たりの額に当該特定空家等の延べ面積を乗じて得た除却工事費に10分の8を乗じて得た額を限度とする。

- (1) 特定空家等の除却及び処分に要する費用。ただし、同一敷地内に存する特定空家等ではない建築物等の除却工事費を含めない。
(2) 特定空家等に附属する工作物（門又は扉等）の除却及び処分に要する費用
(3) 特定空家等の存する敷地内の樹木等の除却及び処分に要する費用
(4) 周囲への安全を確保する上で、特定空家等の除却及び処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、60万円を限度とする。

(事前調査)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、空家等が補助対象特定空家等であるかの調査を受けるため、特定空家等調査申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
 - (2) 現況写真(建物及び敷地の状況がわかるもの2方角以上)
 - (3) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し
 - (4) 建物の全部事項証明書(発行されてから3ヵ月以内のもの)、または固定資産税納税通知書等、建物の所有者であることを推認できる書類の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第4号に規定に基づく書類の取得が不可能な場合は、誓約書(様式第3号)を提出することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、現地確認を行い、補助対象特定空家等に該当するか否かを判定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条第3項の規定により特定空家等に該当する旨の通知を受けた補助対象者は、補助事業の実施前に、山鹿市特定空家等除却促進事業補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本又はその写し(相続人等の確認が必要な場合に限る。)
- (2) 第6条第1項各号に掲げる費用が確認できる解体業者等の見積書(2社以上)
- (3) 解体業者等であることを証する書類の写し
- (4) 市税に滞納がないことを証明する書類
- (5) 誓約書(様式第3号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、当該申請をした者に対しその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(除却の着手)

第11条 補助対象者は、前条の規定による補助金の交付決定後に特定空家等の除却に着手しなければならない。

(補助対象工事の変更等申請)

第12条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)は、補助対象工事の内容又は費用について変更しようとするときは、山鹿市特定空家等除却促

進事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に当該変更に係る関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定した補助金の額の変更を伴わない軽微なものについては、当該変更申請を省略することができる。

2 補助決定者は、補助対象工事を中止するときは、特定空家等除却促進事業補助対象工事中止届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告）

第13条 補助決定者は、補助対象工事の完了後30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに山鹿市特定空家等除却促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助対象工事完了の写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援対象者）

第14条 支援金を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業地の所有者（以下「売主」という。）、及び事業地の売買を仲介する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「仲介業者」という。）であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
- (4) 除却した空家がこの要領の第5条に規定する補助対象工事により除却した補助対象特定空家等に該当すること。
- (5) 売主は空家除却時の土地の所有者とし、除却時にその所有者が死亡していた場合はその者から相続を受けた者であること。
- (6) 買主は事業地を購入する個人又は法人であり、売主と2親等以内でないこと。
- (7) 事業地が用途地域内かつ山鹿小学校校区（鍋田、椿井、西牧、保多田、麻生野、城、小群、平山、津留、寺島及び小坂区域を除く。）に存する土地であること。
- (8) 事業地を適正管理かつ有効活用するものとし、当該土地の状況等について市長が報告を求めた場合は、必要な協力を行うこと。

（支援金の額）

第15条 事業地一画地当たりの支援金の額は、売主は40万円とし、仲介業者は10万円とする。

2 支援金の交付は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

（支援金の交付申請）

第16条 支援金の交付を受けようとするものは、事業地の売買前に住宅用地創出促進支援金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 市税に滞納がないことを証明する書類
- (4) 所有権移転登記前の登記事項証明書等
- (5) 宅地建物取引業者免許証の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(支援金の交付決定等)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において支援金の交付を決定し、当該申請をした者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
(支援金の交付変更等申請)

第18条 支援金の交付の決定を受けた支援対象者（以下「支援決定者」という。）は、交付申請内容について変更しようとするときは、住宅用地創出促進支援金交付申請事項変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 支援決定者は、対象売買を中止するときは、住宅用地創出促進支援対象売買中止届（様式第9号）を速やかに市長に提出しなければならない。
(支援金の実績報告)

第19条 支援決定者は、支援対象売買の完了後30日以内又は支援金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに住宅用地創出促進支援対象売買完了届（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書又は請書の写し
- (2) 所有権移転登記後の登記事項証明書等
- (3) 仲介手数料を支払ったことが確認できる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金及び支援金の交付確定)

第20条 市長は、第13条及び第19条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金及び支援金の交付の決定の内容並びにこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金及び支援金の額を確定し、当該申請をした者に対しその旨を通知するものとする。

(補助金及び支援金の請求等)

第21条 補助決定者及び支援決定者は、補助金及び支援金の請求をしようとするときは、山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付確定通知書の写しを添えて、市長に山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付請求書（様式第11号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、速やかに指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。
(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、補助金及び支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、市長は、同日後のこの要領の継続については、同日までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領の施行の日前に、山鹿市特定空家等除却促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱（令和7年山鹿市告示第117号）による廃止前の山鹿市特定空家等除却促進事業補助金交付要綱（平成28年山鹿市告示第40号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和8年3月27日告示第2号）

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、市長は、同日後のこの要領の継続については、同日までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領の施行の日前に、山鹿市特定空家等除却促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱（令和7年山鹿市告示第117号）による廃止前の山鹿市特定空家等除却促進事業補助金交付要綱（平成28年山鹿市告示第40号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

（宛先）山鹿市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

特定空家等調査申込書

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、事前調査に当たり市が当該空き家等の敷地に立ち入ることについて承諾します。

記

- 1 対象となる空家等の所在地 山鹿市
- 2 空家等となった時期 年 月頃
- 3 補助金の交付対象要件確認事項（下記事項を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。）
 - 同一敷地内において、居住の実態がないこと
 - この要領に基づく補助事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと
 - 公共事業等による補償を受けていないこと
- 4 添付書類（書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。）
 - (1) 位置図（空家等の所在する位置がわかるもの）
 - ※職員が現地で建物の調査ができるよう、障害になる樹木や雑草を整理しておくこと
 - (2) 現況写真（建物及び敷地の状況がわかるもの2方角以上）
 - (3) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し
 - (4) 建物の全部事項証明書（発行されてから3ヵ月以内のもの）、固定資産税納税通知書等、建物の所有者であることを推認できる書類の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

特定空家等除却促進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第9条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 対象となる空家等の所在地 山鹿市
- 2 補助金交付申請額(4)と(5)の少ない方の額 _____ 円
 - (1) 除却に要する金額 _____ 円
 - (2) 国土交通大臣が定める上限額 _____ 円/㎡× _____ ㎡= _____ 円
 - (3) 補助対象経費 (1)と(2)の少ない方の額×0.8 _____ 円
 - (4) 補助金の額 (3)×1/2 (1,000円未満切捨て) _____ 円
 - (5) 補助金の限度額 _____ 600,000 円
- 3 予定工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 添付書類
 - (1) 戸籍謄本又はその写し（相続人等の確認が必要な場合）
 - (2) 補助対象工事見積書（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）が確認できる本市内に本店又は営業所等を有する解体業者等の見積書（2社以上、内訳の記載されたもの）
 - (3) 解体業者等であることを証する書類の写し
 - (4) 市税に滞納がないことを証明する書類
 - (5) 誓約書（様式第3号）

- (6) 建物の全部事項証明書（発行されてから3ヵ月以内のもの）【提出済みの場合は不要】
- (7) その他市長が必要と認める書類

誓約書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住所

氏名

（署名又は記名押印）

山鹿市特定空家等除却促進補助金交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 山鹿市特定空家等除却促進の目的を理解し、「山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領」の内容を確認した上で 補助金の交付申請を行うこと。
- 2 特定空家等の所有者（所有者が死亡の場合は、相続人）であること。
- 3 申請者の他に補助対象建築物の権利者（共有者、法定相続人、抵当権者等）がいる場合には、他の権利者から同意を得て、補助金の交付を受けること。他の権利者との間で紛争等が生じたときは、申請者が責任を持って解決するとともに、仮に市が他の権利者に対し損害賠償義務を負った場合にはその損害額を申請者が負担するなど、市に対して一切の損害を与えないこと。
- 4 建築物の除却等により発生したトラブル等については、申請者の責任において全て解決すること。
- 5 除却後の跡地については、適正に管理を行い、雑草等の繁茂などにより周辺住民の居住環境を悪化させないこと。

対象となる特定空家等の所在地

山鹿市

様式第4号（第12条関係）

特定空家等除却促進補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 対象となる空家等の所在地 山鹿市

2 変更内容

3 変更理由

4 補助金交付申請額(4)と(5)の少ない方の額 _____ 円

(1) 除却に要する金額 _____ 円

(2) 国土交通大臣が定める上限額 _____ 円/㎡× _____ ㎡= _____ 円

(3) 補助対象経費 (1)と(2)の少ない方の額×0.8 _____ 円

(4) 補助金の額 (3)×1/2 (1,000円未満切捨て) _____ 円

(5) 補助金の限度額 _____ 600,000 円

5 添付書類（第8条に掲げる書類のうち、当該変更に係る関係書類）

様式第5号（第12条関係）

特定空家等除却促進補助対象工事中止届

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました山鹿市特定空家等除却促進補助金の補助対象工事について、山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 対象となる空家等の所在地 山鹿市
- 2 中止の理由

様式第6号（第13条関係）

特定空家等除却促進補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号の交付決定に基づき、除却を実施したので、
山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第13条の規定に基づき、関係書類を添えて
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 対象となる空家等の所在地 山鹿市

- 2 補助事業の完了日 年 月 日

- 3 添付書類
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 補助対象工事完了の写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

（宛先）山鹿市長

申請者1 住所
氏名
電話番号

申請者2 住所
氏名
電話番号

住宅用地創出促進支援金交付申請書

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第16条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 売買土地の所在地
熊本県山鹿市

2 支援金交付申請額 円

3 売主情報

住所	〒 ー		
氏名		電話番号	

4 買主情報

住所	〒 ー		
氏名		電話番号	

5 売買後の事業地の用途（ ）

6 添付書類（該当に☑）

- 位置図
- 現況写真
- 市税に滞納がないことを証明する書類
- 所有権移転登記前の登記事項証明等
- 宅地建物取引業者免許証の写し
- その他市長が必要と認める書類（ ）

（宛先）山鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

住宅用地創出促進支援金交付申請事項変更届

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第16条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 売買土地の所在地
熊本県山鹿市

2 交付決定日等
第 号 年 月 日

3 売主情報（変更箇所のみ）

住所	〒 -		
氏名		電話番号	

4 買主情報（変更箇所のみ）

住所	〒 -		
氏名		電話番号	

様式第9号（第18条関係）

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

住宅用地創出促進支援対象売買中止届

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第16条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 売買土地の所在地
熊本県山鹿市

2 交付決定日等
第 号 年 月 日

3 中止の理由

（宛先）山鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

住宅用地創出促進支援補助対象売買完了届

年 月 日付け第 号の交付決定に基づき、土地の売買を実施したので、山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第17条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 売買土地の所在地
熊本県山鹿市

2 売買日（契約日）
年 月 日

3 添付書類（該当に)

- 売買契約書又は請書の写し
- 所有権移転登記後の登記事項証明書等
- 仲介手数料を支払ったことが確認できる書類の写し
- 市長が必要と認める書類（)

(宛先) 山鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

山鹿市特定空家等除却促進補助金等請求書

年 月 日付け第 号の交付確定に基づき、事業を実施したので、山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第 1 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先口座

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫	本店 支店 支所 出張所	種 目	口 座 番 号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金	
			2 当座預金	
			3 その他	
	ゆうちょ銀行		—	
フリガナ				
口座名義人				

